

地形地物等の変更に伴う用途地域等の一斉見直し 都市計画変更（素案）説明会記録概要

開催日時及び会場：

- ①令和5年1月12日(木)
午後7時00分～8時00分
いずみホールBホール
- ②令和5年1月13日(金)
午後7時00分～8時00分
市役所書庫棟会議室
- ③令和5年1月15日(日)
午後2時00分～3時00分
本町・南町地域センター集会室・学習室

参加者数：

- ①4人 ②0人 ③0人

主な意見：

■変更箇所① 東恋ヶ窪五丁目について

- ① 東恋ヶ窪5丁目の恋ヶ窪緑地は、変更する箇所も昔から樹林地であったと記憶しているが、なぜ今になって用途地域を変更するのか。
⇒ 変更する箇所は元々、樹林地ではあったが、平成29年に都市計画緑地に変更している。これに伴い、新たに都市計画緑地に含まれた範囲について、建蔽率・容積率を変更するものである。
- ② 都市計画緑地を今後、緑地以外に変更する予定があるか。
⇒ 緑地以外に変更する予定はない。

■変更箇所② 泉町三丁目について

- ① 泉町3丁目の用途地域境界線根拠である都市計画道路計画線について、計画が変更になり新たに道路が整備される可能性があるのか。
⇒ 現在、国3・4・3号線は事業中であるが、変更箇所(泉町三丁目)周辺の区間は整備済みであることから、計画線の変更はないと考えている。
- ② 泉町3丁目の用途地域境界線が変更されることにより、2種類の用途地域が含まれる敷地があるが、その場合敷地の用途の規制はどのように判断すればよいか。
⇒ 2種類の用途地域が敷地に含まれる場合、用途の規制は、敷地の過半を占める用途地域の内容が適用される。

以 上